

## [事案 2019-326] 契約無効等請求

・令和2年12月28日 和解成立

### <事案の概要>

募集人の説明不十分を理由に、契約の取消しおよび既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

平成26年9月に契約した外貨建終身保険（契約①）、平成27年10月に契約した外貨建年金保険（契約②）および平成28年3月に契約した外貨建養老保険（契約③）について、以下の理由により、契約を取り消して、既払込保険料を返還してほしい。

- (1)募集人との付き合いが長かったので、仕事の協力ができたらと思い、3年位は応援できると考えて加入したが、書類を見せられて説明を受けたということは全くなかった。
- (2)本契約以前に加入していた契約（申立外契約）は、3年経てば元本割れがない商品だったが、募集人から、もっと良い保険ができたと勧められて本契約に加入したものの、3年経って解約したら元本割れする可能性のある商品で、そのことについて説明がなかった。

### <保険会社の主張>

募集人は、募集資料を用いて為替リスク等について適切かつ十分な説明を行っているため、申立人の請求に応じることはできない。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の説明不十分は認められないが、以下等の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1)募集人は、本契約の説明時間が15分から20分程度であったと陳述しており、設計書（契約概要）や注意喚起情報等を用いた適切な説明が行われたといえるか疑問が残る。また、複数回の募集をしたとも陳述したが、自ら積極的に陳述したわけではなく、この点についても、申立人の理解が得られる程度の説明がなされたといえるか疑問が残る。
- (2)申立人が貯金のような商品を希望していたのであれば、元本割れのリスクについては十分に説明する必要があるが、上記(1)の説明状況からすると、理解が得られる説明であったか疑問があるのみならず、募集人は、「損をしないタイミング」で解約手続をするという案内もしており、こうした案内によって、元本割れがないと誤解する余地もある。
- (3)契約②の保険料と保険料払込期間は、申立人の年齢、職業、収入に照らすと、支払いを継続できるか極めて疑問がある金額と期間であり、また、仮に、保険料の原資が預金であったとしても、保険料を支払い続けることによって生じる金融資産に占める契約②の割合を考慮すると、申立人に適合しない保険であるといえる。
- (4)契約③は、3年経てば元本割れをしない申立外契約から乗り換えられた契約だが、両生命保険のしくみの違いについて適切に説明がなされたといえるか、募集人の陳述からは疑問

がある。